
目安箱への投稿

■ 日付：2023/7/26

■ 件名：中間前金払いの認定調書について

■ ご意見・お問い合わせ

「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」では認定請求書を提出して遅くとも7日以内に当該通知を行うとありますが、請求書を提出しても7日以上何の返答もなく、連絡があったと思えば追加資料の話で手続に時間がかかりすぎています。

追加資料が必要なのであればその内容も含めて遅くとも7日以内に連絡していただかないと無駄に時間がかかるだけで企業の資金繰りにも影響しますので、手続の迅速化については再度周知徹底をお願いいたします。

■ 回答

「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」のとおり、中間前金払いに係る認定の請求があった場合は、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うことを周知徹底します。

また、受注者が提出する資料に内容の不備等があった場合においても、速やかに受注者へ連絡する等、迅速な手続きに努めて参ります。